

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和 5 年 3 月 29 日

富士河口湖町長 渡辺 喜久男

記

1. 取りまとめた協議結果の名称
人・農地プラン（小立地区）
2. 協議の場を設けた区域の範囲
小立地区
3. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 5 年 3 月 27 日
4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
個人 2 経営体 2 名（うち認定農業者 1 名、認定新規就農者 1 名）
5. 地域における担い手の確保状況
担い手はいるが十分ではない。
6. 当該区域における農業の将来の在り方
生産品目の明確化
高付加価値化
新規就農の促進
7. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。